

第3回 貝塚市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和5年2月21日（火）14：00～15：30

場所：青少年センター講座室（コスモシアター3階）

1. 開 会

- ・事務局より開会挨拶
- ・会長より挨拶
- ・事務局より出席人数の報告（委任状4名）

2. 議事

（1）パブリックコメントの結果について

- ・事務局より説明

○会長 : 説明省略とのことですが、一番下に性自認という言葉、LGBTという言葉も公共政策では取り上げてほしくない、概念が固まって不確定だからとのご意見ですが。これについては原則無記名なので取り上げないとのことですが、ご存知の方も多いとは思いますが、性自認というかジェンダーアイデンティティ、SOGIとかLGBTは、国連の人権委員会等でも使われている言葉ですので、その影響を受けつつ施策を展開している日本としては、別に使っても大丈夫ではないかと私自身は考えています。少しでも皆さんの懸念が晴れば大丈夫かなと思うのですが、この方針でこのまま答申案を進めるということによってよろしいでしょうか。

- ・一同承認

○会長 : ありがとうございます。それでは、次に（2）について事務局よりご説明をお願いします。

（2）貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプラン（原案）について

- ・事務局より説明

○会長 : このような庁内での指摘への対応という点で、よろしいでしょうか。お認めいただけますか。日本語の問題と、もう少しはっきりわかるような保護者の同意なくとかいうことは、法律に合わせて明確化したというところです。今の資料2に関しては、よろしいですか。それ以外にお気づきの点があればと思いますが。私から一点、見落としていたかもしれないと反省している箇所が一か所あります。前回審議会資料の微修正なので、その時にこれで良いと思われていたら問題ないと思いますが、大丈夫ですか。私が気になった点は、

67 ページの用語説明のところですか。ここの確認が甘かったのか見過ごしてしまっただけだと思うのですが、下から2行目の「ジェンダー」に「人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方～」とあります。性的多様性の概念が入ってきて、法律としていつ実現するかわからない状況ではありますが、この「生物学的セックス」があるといった時の「生物学的セックス」が、実はホルモンレベルとか遺伝子レベルとか色々なところで多様であることが、そもそも性的多様性の一つになっていると思うので、ここで「セックス」、「性別」がある、と言い切ってしまうのかどうかという問題が発生しているわけです。よくセクソロジーのほうで言われているのは、生まれた時にお医者さんが決めるものが生物学的性別として決められてしまうが、それが本人の意図とは違っていたり、後で発達の状況が違うのでわかったり、色々あるという議論に21世紀はなっていると思います。ジェンダーという概念が70年代80年代に出てきた時にはこのような区別をつけていて、男女共同参画社会基本法もわりとそういうノリでいっているのですが、21世紀には合わないような気がします。性別があると言い切ってしまうのかと思っています。副会長と相談していたのですが、ここだけ差し替えはできないものか。例えば「人間には」を削除して、「生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対するものとして、社会通念や慣習として社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）という。」という感じですか。あまり根本的な解決にはなっていませんが。

- 事務局 : 会長ご指摘いただいたとおりに、用語解説の記載を修正させていただきます。
- 会長 : 良いですか、皆さん大丈夫ですか。
- 藤井委員 : 「生まれついて」は要るのですか。
- 会長 : 1990年代以降のジェンダースタディズの議論では、「生まれつきの性別」自体を社会が決めている、男と女という性別しかないものだと思っていて、この人は男、この人は女と外を見て考える、外性器を見て医者が決めて、それが戸籍に載って一生付きまとう、そういうシステムだと言われています。最初に男・女の別があって、それを私達の肉体にあてはめて2つに分けている。そうじゃない人は異常だと治療の対象になる。そういう仕組みが社会的にあります。ですから「生まれつきの」は、本当はこれも作られたカテゴリーなので、なくて良いと思うのですが。省いてしまいませんか。「社会通念や慣習として社会によって作り上げられた「男性像・女性像」がある、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）という。」このほうがすっきりしますか。

- 副会長 : 私の考えとしてはどちらでも良いというか、説明する分には「社会的性別」を「女性らしさ」「男性らしさ」ですと言われたほうがすっきりするとは思いますが。中学生・高校生の性教育講座の時は、身体の外見の性器等で男の子・女の子という生物学的な性別に対して、男らしさ・女らしさと言われるような社会的に作られた性別という女性象・男性像があるんだよ、と対比したほうがわかりやすいと思って説明しています。でも、それを言うと余計に生まれつきの性別に視点がいつてしまうのも困ると、会長のお話を伺いながら思いました。ジェンダーの用語説明に関するならば、「生まれつきの生物学的性別」は無くても良いのかなと。あやふやですので、皆様のご意見を。
- 会長 : 生まれた時に割り当てられた性別というふうに、トランスジェンダーの方々はおっしゃっています。副会長がおっしゃったように、外性器でだけ判断している性別なので、実は色々あるという話なのですが。生物学的性別の話は実はすごく複雑で、そこをばっさり一行省いてしまうことに間違いはないですが、じゃあ生物学的性別は蚊帳の外に置いていいのか、というご意見が出てくるかもしれない。
- 鈴木委員 : JICA では「ジェンダーとは生物学的な性別に対して社会的文化的に作られる性別のことを指します」と出てきます。このようなものに対してジェンダーとはこんなものだという定義の仕方をしているので、入っているほうがわかりやすい気はします。
- 会長 : そうすると、「生まれつきの」だけを削除し、「生物学的性別（セックス／sex）に対するものとして、社会通念や慣習として社会によって作り上げられた～」とすれば、すっきりしますね。ありがとうございます。では、今のように日本語を修正するという事で、審議会の答申案のここだけ微修正させていただきます。
- 副会長 : 私も今気がついたのですが、その次のページの DV のところです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、もう一つ社会的暴力もあります。実家に帰さないとか友達付き合いを制限するとかも含まれています。もう一つ、日本で DV は法律的には婚姻関係にあるカップル、元配偶者や同居している内縁関係も含まれていますが、海外ではドメスティックバイオレンスは家庭内暴力と訳していますので、DV の相談では例えば父親からや弟や兄からの暴力もあります。ここでは「配偶者や恋人など」と書いてあるので、これはどうなのかと思いました。「恋人など」と書くと、少しまたニュアンスが変わってきますよね。恋人は内縁関係ではなく、単にお付き合いしているイメージがあるので、それだったらデート DV になるのではないかと思います。
- 会長 : 少なくとも、恋人は法律的には含まれないですね。その代わり、元配偶者

は含まれます。内縁関係もですが。「日本では」と入れますか。Domestic Violence の頭文字を取った言葉なのですが、配偶者間暴力に Domestic Violence を使っているのは多分日本だけです。

- 鈴木委員：これも、男女共同参画局、内閣府は、明確な定義はありませんが、日本では配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力となっています。
- 会長：恋人が入っていましたか。
- 鈴木委員：入っています。内閣府、男女共同参画局は入っています。
- 会長：でもやっぱり、「日本では」なのですね。
- 鈴木委員：「日本では」も入っています。
- 会長：「日本では」を入れないといけないですね。
- 鈴木委員：はい。
- 副会長：ちなみに DV の被害者を守る法律はありますが、デート DV の被害者を守る法律はありません。そういう意味では、今の DV の中に恋人を入れるのは抵抗があります。
- 会長：ということは、内閣府の説明のほうが法律の文言より広くなってしまっているということですか。
- 鈴木委員：内閣府も「Domestic Violence の用語については明確な定義はありませんが」と書いてあり、お茶を濁しています。
- 会長：煙幕張っていますよね。
- 事務局：最後は「～という意味で使用されることが多いです」という書き方なので、自分のところが言っているのではなく、こういうことですよという感じの書き方がされています。
- 会長：貝塚市が計画を策定する時に法律にぶら下がるか、内閣府の男女共同参画局にぶら下がるかという態度の決め方の問題ではないかと思います。どうされますか。
- 事務局：「恋人」という表現は削除し、「デート DV」の箇所を別で設けているのでここでは「配偶者など」とします。よろしいでしょうか。
- 会長：では、そうしてみましよう。それから、「元」も含まれているのでそれも入れる必要があると思います。それと、「社会的暴力」も入れないといけない。一行くらい増えますが、ページ変わらなくて入りそうですね。元配偶者であっても、別れた後のストーカー的な行為も DV として守られるので。
- 鈴木委員：どこまで入れるかで、言葉が長くなります。「配偶者」「元配偶者」「パートナー」「事実婚」様々なものが入ってくるので。「親密な関係にある人」「親密な関係にあった人」とか、いっぱい入れないといけないことになると思います。

言葉をどう選ぶのか考えないと、すごい量になりそうな気がします。

○会長 : わかりにくくなりますよね。

○副会長 : 日本の場合は家庭内暴力ではなく、あくまでも男女間の夫婦関係、現在・過去に関して Domestic Violence というのであれば、「日本では配偶者(元配偶者も含む)、内縁者などの男女間の関係の中で起こる暴力」と入ってしまっただけで良いのであれば、それぐらいのほうイメージはつくのではないですか。かなり省略はしていますが、用語解説なので。

○会長 : 男女間だけではないです。同性婚間でもあるので。

○副会長 : なかなかそこが難しいです。

○鈴木委員 : 範囲が広くて正確に書こうと思うと、すごい量の言葉を足していかないといけない。

○会長 : 「配偶者と親密な人間関係にある者(あった者を含む)の間で起こる暴力」でどうですか。

○鈴木委員 : 「配偶者など」の中に、元配偶者や様々なものを含めてしまうのはどうですか。

○会長 : 事実婚とかも言わず「配偶者など親密な人間関係にある者(あった者を含む)」の間で起こる暴力。

○文野委員 : 今おっしゃっているのは、必ずこれは夫婦間という意味ですか。

○会長 : 「など」を入れるので、夫婦だけではない。

○文野委員 : 子どもとかそういうのも。

○会長 : それは入れないけど。

○鈴木委員 : 会長がおっしゃったくらいが、一番わかり良い気がします。

○会長 : 「親密」は親子も親密な関係だから。

○文野委員 : それで含まれるのかなと思いました。

○副会長 : 頭に「一般的に家庭内暴力とは違い」とか何かを入れるかですね。

○会長 : 「配偶者」ではなく、「パートナー関係にある者(あった者)」にしますか。内閣府の男女共同参画局の言葉を使いますか。「恋人」が残ってしまいましたが。実際、DV法は恋人をカバーしていないですから。貝塚市のプランの中で、恋人関係をどちらに入れるかです。DVにするか、デートDVとして施策でもう一つ立てて展開するようにするか。男女共同参画局のものから「恋人」を抜くと、「配偶者など親密な」になります。それで親子関係の誤解がないと良いと思いますが。「配偶者など親密なパートナー関係にある、またはあった者から振られる暴力」と言えば誤解はなくなりますが、どうですか。「Domestic Violenceの頭文字を取った言葉。日本では、配偶者など親密なパートナー関係にある、またはあった者から振られる暴力をいう。」その後で「身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力～」 「社会的暴力」の定

義は、何と加えれば良いですか。

- 副会長 : 「行動を束縛するなどの社会的暴力も含まれる」。
- 会長 : 修正させていただきましたが、事務局よろしいですか。
- 事務局 : いただいたご意見を元に修正いたします。
- 会長 : 67、68 ページだけ、ページ繰りが変わらない形で今のように文言修正させていただきます。あとは大丈夫だと思いますが、いかがですか。
- 藤井委員 : 14、15 ページの左は現実だと思います。文章の中に「～優先度の現実については」とありますが、表の中に「現実」「理想」と書いたほうがわかりやすいと思います。文章の中にしか書いていないので、私は読み間違えました。
- 会長 : どちらが現実で理想かわからない、とのこと。確かに言われてみると。
- 藤井委員 : 文章の最初に書いてありますが、そこまで読まないとわからないので、表のどこかに書いてあればわかりやすいと思います。
- 会長 : ページと表は合っているのでそのまま読むと一致しているのですが、もう一つ小見出しがあると良いということだと思います。
- 鈴木委員 : 例えば 24、25 ページだと「LGBT」と表の上書いてあります。それと同様に上に「現実」「理想」と足せばどうですか。表でわかりやすいようにしたほうが良いとのことなので。
- 会長 : 見出しを入れるか、行を一列入れるかですよね。そこはお任せいただいても良いですか。
- 藤井委員 : 18 ページの枠内は「労働時間については男性の正規雇用で長い一方で、家事時間については～」と、労働時間からいきなり家事時間と話が変わってしまうので、文章的におかしいと思っています。「男性の正規雇用は長い」で区切り、「一方で、家事労働に関して～」として、それと「非正規雇用で長い傾向が～」にはすごく違和感があります。13 ページに「アルバイト・派遣社員等」で 4 時間未満が 60.9%、それ以下は色塗りしてありますが、ものすごく少ない数字の中で 15.6%を取り上げて、あえてパートが長いと言えるのですか。統計の取り方にも問題がありますが、4 時間未満は 1 時間なのか、2 時間なのか、3 時間なのか、4 時間なのかもわからないのに、「非正規雇用で長い傾向がみられる」と断定してしまうのはどうかと思います。女性にも男性にも長い傾向が確かにあるので、「女性が長い傾向がみられる」という表現にしてくださいと思います。
- 会長 : 2 点ご指摘いただきました。最初の文章の問題は「長い。」で区切り、「一方で、家事時間については～」と日本語を修正すれば良いと思います。その後の「非正規雇用で長い傾向がみられている」のところで、13 ページのデータとの参照の問題だと思いますが、4 時間未満のところとどこの対比になるの

か。上の女性の中の常時雇用と、その下の欄の網掛けのパート・アルバイト・派遣社員との有意差があるかどうかですよね。常時雇用の人でも男性よりもはるかに家事はしているのです。統計的に有意差が出ていれば、別にこの表現でも良いと思いますが。このあたり、いかがですか。

○事務局 : 統計的な有意差については手元にデータがないのですが、全体の男性・女性を比較して、女性のパート・アルバイトで4時間以上合計した割合が高かったのです。このような記述をしているところです。

○会長 : 藤井委員、納得いきましたか。

○藤井委員 : この表は77人と64人だけの話なので、64人のうち6時間未満の人が何人いるのか。統計だから確かにここは他よりも高いと思いますが、それをもってこの枠内に貝塚市として言い切ってしまうのか、という意見です。非正規や正規に関係なく、女性の家事労働は全般的に長いことは見受けられます。正規職員はそんなに長くないのかという誤解が生まれてしまう。

○会長 : 戻ってきた数が少ないことがそもそも論としてあるので、統計的な誤差をかなりみないといけないとは思いますが。男性の4.2%という同じパート・アルバイトの家事労働時間と比較すると、明らかに男女で差があると言えるとは思いますが、それが上手く通じるかどうかです。

○阪口委員 : 13ページを私も見ていたのですが、男性の常時雇用・非正規、女性の常時雇用・非正規、この4つを比べたら確かに女性の非正規が一番多いといえるのですが、性差という議論になると常時だろうと非正規だろうと男性よりは高い数字が出ているので、正規・非正規に関わらず女性のほうが多くなっている、と言ったほうが意味があるような気がします。

○会長 : 4時間以上でまとめると、男性の非正規は4.2ですが女性の非正規は20%を超えるので、明らかに偏っています。少し乱暴なまとめ方ですが。今のご意見を参考にすると、家事時間については全般的に女性のほうが長い傾向があり、特に非正規雇用では長いと入れるかどうか。特に正規・非正規に関わらず女性のほうが長い傾向がある、としておくか。今の修正でいかがですか。よろしいですか。

○阪口委員 : はい。

○会長 : あとはいかがですか。ご関心があるところだけでも確認しておいていただけたら有難いです。

○藤井委員 : 59ページ(1)「庁内推進体制の充実」に「また、人権政策課を事務局とした男女共同参画推進研究会を年に1回」と書いてあります。61ページの要綱によると、都市政策部人権政策課長が会長で、その下に色々なところから男女10何名かが集まってやるような研究会ですよね。それが年に1回だけという

ことは、その大元の推進本部は開かれないのではないですか。せっかく推進本部を作り、あえてここに資料まで載せているのであれば、それは何なのか。ここで1回と明記して、男女共同参画をどう思っているのか怒りに似た感覚になってしまいました。この推進会議は何をされているのか聞いたら、川柳を作って庁内から集めているとのことでした。それは確かに面白い試みだし、もっとしてもらえば良いと思いますが、ここで年1回開催して川柳をするのですか。本部は年1回でも良いでしょうが、この研究会はもっと開くべきではないですか。研究会には、横断的な職員が入っていると期待しています。その職員が色々な意見を出して本部まで上げていくようなシステムづくりをしないと、男女共同参画には誰も力を入れてくれないと思います。パブリックコメントも0で、皆が興味を持ってくれない。それと、以前西浦委員が意見書を出された時に、他市の入札関係について書かれていたと思います。業者が入札するのに、その業者がどれだけ共同参画に理解を持っているか、ポイント制にしてはどうかと書いておられましたが、それをこの研究会で各先進市を調べて、どういう手順でやっていくのか等をやらしてもらえば、貝塚市としてもっと良い方針ができるのではないかと。他市の入札業者のポイント制度について検討するようなことを研究会ですてもらえば。それをどこかに書いていただけないか。

- 会長 : 2点目に関しては、資料3に答申案がありますが、そこに今おっしゃった西浦委員からのご意見を要望として入れています。市長にはしっかり伝えるという形にしたいと思っているので、そこは納得していただけたと思います。
- 事務局 : 男女共同参画推進本部の会議は必ず年に1回開催し、推進研究会については必要に応じて実施したいと思っています。どこまでここに書くかは難しいところですが、「年に1回」とわざわざ書かなくてもということはそのとおりだと思いますので、「男女共同参画推進研究会を開催し、毎年施策の進捗確認や、課題解決に向けた検討を行います。」としたいと思っています。
- 河野委員 : ご指摘いただいたのに私から言うのも変なのですが、中段の「全庁的に」のところに、核になる推進本部を中心にとということで、関係部局との連携強化を図る、そして具体的には研究会を適宜開催しつつ、という文言に修正したら良いのではないですか。
- 会長 : 年に1回を削除して「適宜」で。
- 河野委員 : こちらも年1回に留めるつもりはないですが、そのような書きぶりになっているため誤解を招いてはいけませんので。
- 会長 : 毎年の進捗管理確認等もありますので、年に1回以上は確実ですよね。「適宜」には最低1回は当然含まれているものと理解させていただき、それ以外にも

「適宜」ということで、審議会で説明を受けて納得したということにいたしましょうか。ただの「適宜」だと、年に1回しなくても「適宜」になってしまうので。では「適宜」で、内実はここできちんにご説明を受けたということにさせていただきます。他によろしいか。では、今のような形で修正させていただき、正副会長で最終的に確認の上、これを答申案につける形のコスモスプラン案とさせていただきます。

(3) 答申について

・事務局より説明

○会長 : 第1点は、先ほど申し上げた西浦委員が出してくださっていたご意見で、非常に重要なものだったと思います。第2点は、私が追加したものです。この審議会は、調査と計画案を短期間でご審議いただくという、他市に比べてすごく無理なスケジュールで今年度頑張ってきてしまいました。もう少したくさんおられるせっかくの審議会委員の方々に、私が座長を務めている時は必ず1人1回は口を開いていただいて、審議会としての役割を果たしたいと思ってきましたが、それもかないませんでした。不手際もあり申し訳なかったと思いますが、審議の時間は本当なら2年間かけて調査を行い、計画案を立てて答申までいくのですが、1年間でこの審議会をしたのでご無理をかけたと思います。また、事務局も大変だったと思います。審議会が十分に検討でき、事務局もきちんとした調査、それを基にした計画が立つように、今後は是非市にお願いしたいと思い、あえて書かせていただいた次第です。審議会にせっかくご参加いただいているのにご発言の機会がないのは、審議会の役目を果たせていないことになりますので、申し訳なかったと反省しています。そういう気持ちを入れました。

その他に審議会として答申案に入れておいてほしいといった修正のご意見があれば、お願いしておきたいのですがいかがですか。特に大丈夫でしょうか。今日ご発言いただいているいない佃委員、どうですか。

○佃委員 : 要は表現の仕方だと思います。どれだけの方にこの計画案を理解していただくか、表現の仕方は色々あるのである程度は仕方ないことだと感じています。

○文野委員 : こういう計画があることを初めて知り、ここに座らせていただいている状態です。市内で2,000人を対象に調査したとのことで、我が村に何人いたのかと。やっぱり海と山とでは環境も違いますし、そういうこともご配慮願って、調査する時は皆さんの意見が反映できるような調査を計画してほしい。先生が「客観的基盤として～」と書いてくださっていますが、そういうことを今後やってほしいと思います。私も働いてきましたので、家事も仕事も両方は

なかなか男性の中ではまだまだ浸透しにくい。今の若者は結構家事も子育てもしますが、我々世代はまだまだそういうところまでいかないなので、このような結果も出るのかなと思ったりもしています。よろしくお願いします。

○会長 : 小西委員もいかがですか。

○小西委員 : 答申の進捗管理の部分ですが、目標は10年前のものをそのままスライドしてきたような感じと前回お話したと思うので、進捗管理の中で数値について見直せるところがあれば順次見直していただけたらと思います。

○会長 : 最後の小西委員のご意見ですが、それは研究会・推進本部の宿題とさせていただいてよろしいでしょうか。ここに一言書いておきますか。

○小西委員 : 研究会のほうでやっていただくということで、ここに書くということではなくて良いと思います。

○会長 : その他に既にご発言いただいている方も何かあればと思いますが、いかがですか。

○事務局 : 先ほど用語解説の中でセクシャル・ハラスメントに関して小西委員からご指摘がありました。68ページです。

○小西委員 : 用語解説のセクシャル・ハラスメントの部分ですが、幅広い気がしましたので、どのような定義でとられているのか、最初にお聞きしました。58ページの「ハラスメント対策の推進」に「セクシャル・ハラスメント防止要綱に基づき」と書いていただいているので、例えば市で定めている防止要綱の定義をそのままもってこられたのかと思いましたが、そうではなく、一般的に使用されている要綱とのことでした。一行目の「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に」の部分はセクシャル・ハラスメントではなく、パワーハラではないかと思いましたが、いかがですか。厚労省が定めているセクシャル・ハラスメントの定義は、もう少し狭いです。

○会長 : 広くするか、狭めるかということですか。

○小西委員 : はい。

○会長 : 広くしておけば良いのではないですか。「相手の意思に反して行われる性的な言動～」から始まると、そのほうが広がってしまうのでは。「優位な力関係」があると限定した上で、「意に反する性的な言動」と絞り込んでいるような気がしましたが、そうではないですか。「継続的な」とかなり絞り込んでいるような気がします。この定義は、どこかから取ってこられたのですか。

○事務局 : いえ、現行計画のものになります。

○会長 : 第3期の言葉のままということですか。

○事務局 : そうです。

○小西委員 : 対価型だと「優位な」というところはあるかと思いますが、環境型は特に「優

位」だけではないとなると、「優位」だけとは捉えられないのではないかと思います。

○会長 : だから、逆に狭まっているということですよ。

○小西委員 : そうですね。どちらかという「優位な力関係」はパワハラのように使われますので。

○会長 : どういう言葉にすれば。

○鈴木委員 : 「優位な力関係を背景に」までを切ってしまったほうが良いのかもしれないですね。

○小西委員 : 最初の一行はなくても良いと思いますが。

○会長 : 性暴力という表現と、いわゆる労働基準法的な厚労省的なセクシャル・ハラスメントを意味するとすれば、違いますよね。どちらにするかですね。

○小西委員 : 施設の職員さんと利用者との間になると、厚労省的なセクシャル・ハラスメントだけでとってしまうと入ってこないところがあると思います。広めは広めで良いと思いますが。

○会長 : ここに環境型の文言をむしろ足すほうが。つまり、パワハラ的なセクハラだけではなく、環境型とか雇用関係にないものとかを。雇用関係にないものは「優位な力関係」でカバーできるのですが。どうすれば良いですか。

○小西委員 : 要綱等で定められたものをそのままここにもってこられたのかどうかをお聞きしたかったのです。わりと広めに書かれているので。セクハラという言葉だけでイメージを伝えるのとは少し違う気はするので、広めにとられるなら全然これでも構わないとは思いますが。

○会長 : いっそのこと、ご提案があったように「背景に」までを切ってしまうと、なかなか斬新な定義になって色々カバーできるような気はしないでもないですが。環境型もカバーできそうな気がします。事務局、何か良いご提案はありますか。

○事務局 : おっしゃるように「背景に」までを削除しましょうか。「継続的な人間関係」は残しておいてよろしいでしょうか。

○会長 : そういう付度的に我慢するとか、毎日通わなければならないとか、そのあたりの環境型が「継続的な人間関係」が残っていることによって含まれるような気がします。ここで言っているのは、いわゆるデートDVで、一度出会って暴力とは違うわけですよ。「継続的な人間関係」、あるいは予期される関係も含むと思います。つまり、これから契約をもらおうと思っていて初対面でセクハラを受ける。「優位な力関係」も削除するか、どうするか。

○阪口委員 : 私もセクハラに詳しくないが、「優位な力関係」を削除するということは、対等な人間関係でもあり得るということですか。言えない立場にいる人が受け

るものであれば、「優位な力関係」はあったほうが良い気もしますが。対等な言いたいことが言い合える間柄でも、嫌がらせがあればセクハラだと言えるのであれば。

- 小西委員：相手がセクハラと捉えればセクハラになるので、優位かどうかは。
- 阪口委員：友達であっても同僚であってもあり得るのであれば。典型的なイメージとしては、会社の上司とか言いにくい相手からされるものだと思ったので。
- 会長：友達どうしても、言えば仲間外れにされるかもしれないから我慢するといったことは「優位な力関係」とは少し違って、継続的な人間関係を大事にしたから黙ってしまう。では、事務局の提案どおりに「優位な力関係を背景に」を削除しましょうか。削除したからといって除外されるわけではなく、それも当然含みますので。
- 事務局：令和5年度に機構改革が予定されており、ここに記載している担当課名・機構が変わることになっています。庁内で調整の上、事務局で今回ご指摘いただいた案とともに修正をかけさせていただきます。3月に策定となりますが、機構改革に伴い4月以降のほうが適切である部分は内部で調整の上、必要な修正を加えることをご了解いただきたいと思います。
- 会長：それは結構ですが、この3月に出すプランの中で既に担当課名を修正されるのですか。それとも、4月1日からだから3月はこれで出すのですか。
- 事務局：今後10年の計画ですので、例えば注釈を入れる等、他課とのバランスを見ながら一定の修正を加えさせていただく場合があるということで、ご了解だけいただきたいと思います。
- 会長：次の担当課が明確にされていれば、望ましいと思います。とりあえずこれを出す時点で注釈付きであれば、4月以降は順調ということでは有難いです。他にいかがですか。
- 貴志委員：学校現場でも子ども達にアンケート調査を行いますが、今回のこれが次の10年に繋がるように、具体的に何らかの行動を起こしていけるような計画を立ててもらえれば有難いと思っています。学校は学校教育の中で子ども達と一緒に学んでいきたいと思っています。
- 会長：他に委員の方々よろしいですか。
最後に貴重なご意見をたくさんいただきましたので、それらを全て反映した形で修正案として答申を出したいと思っています。
これで準備された案件は全て終了したと思いますが、事務局よろしいですか。
- 事務局：答申は後日でよろしいですか。
- 会長：どうでしょうか。修正案は皆さんに事務局から最後お送りいただくことにはなりますが、修正込みで答申を今渡しておくか。

- 鈴木委員：修正をかけると答申を出したことはないと思うので、仕切り直すべきだと思います。
- 事務局：例えば会長・副会長に再度ご足労いただいて、改めて答申でよろしいですか。
- 会長：最後に確認をきっちりさせていただいてから、そうしたいと思います。確認ですが、貝塚市としては答申を市長にお渡しする時は、審議会の他のメンバーは基本入らないのですか。
- 事務局：会長と副会長でお願いしようと。
- 事務局：入ってないですね。
- 会長：そうですね。市によって色々なのですね。では、正副で最終確認をして皆さんにお送りしつつ、市長に答申を出したいと思います。
- 他にご意見は大丈夫ですか。
- それでは、これで議案が終了となります。その他について、何かありますか。

(4) その他

- ・事務局特になし。

— 閉会 —